

平成29年4月6日(木曜日)号外 第30号

発 行 **宮 崎 県** 

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 41,700円

# 目 次

148台

# 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年4月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ダイワロイヤル株式会社延岡貸店舗 延岡市塩浜町一丁目1532番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

ダイワロイヤル株式会社 代表取締役社長 原田健 東京都千代田区飯田橋二丁目18番 2 号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原孝治 東京都日黒区青葉台二丁日19番10号

4 大規模小売店舗の新設をする日

- 平成29年11月28日 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3 493㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数

建物南側(駐車場No.1) 49台 建物屋上部(駐車場No.2) 99台 24時間 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2 箇所 建物敷地東側及び北東側

(2) 駐輪場の位置及び収容台数建物東側 100台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物屋上部北側 80㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物屋上部北東側 20.20㎡

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店

8 届出年月日

時刻

平成29年3月27日

- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年4月6日から平成29年8月7日まで

- 10 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成29年4月6日から平成29年8月7日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規 定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出 書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成29年4月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 生活協同組合コープみやざき都北店 都城市都北町6400-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀 宮崎市瀬頭2丁目10番26号

- 3 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場の位置及び収容台数

 (変更前) 建物南東側及び北東側(駐車場No.1)
 53台

 敷地外南西側駐車場(駐車場No.2)
 62台

 合計
 115台

(変更後)建物南東側及び北東側(駐車場No.1) 72台 敷地外南西側駐車場(駐車場No.2) 63台 合計 135台

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ① 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前9時30分から午後10時まで

(変更後)終日(駐車場No.1)

午前9時30分から午後10時まで(駐車場No.2)

② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 3 箇所 敷地東側及び西側(駐車場No.1)

3箇所 敷地外南西側駐車場東側(駐車場No.2)

(変更後) 5 箇所 敷地東側、西側及び南東側(駐車場Na 1)

3 箇所 敷地外南西側駐車場東側(駐車場No. 2

- 4 変更の年月日 平成29年3月16日
- 平成29年3月10日 5 変更する理由

業務拡大のため、非小売店舗の建設に伴い、駐車場配置等を変

更するため

6 届出年月日

平成29年3月15日

- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年4月6日から平成29年8月7日まで

- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成29年4月6日から平成29年8月7日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

漁港漁場整備法(昭和25年法律第 137号)第17条第1項の規定により、北浦地区の漁港整備に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見のある者は、縦 覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に対し意見書を提出するこ とができる。

平成29年4月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類の名称 特定漁港漁場整備事業計画の案(北浦地区)
- 2 縦覧場所

宮崎県農政水産部漁村振興課及び宮崎県北部港湾事務所

3 縦覧期間

平成29年4月6日から平成29年4月26日まで

平成29年2月6日から3月10日まで実施した家畜人工授精及び家畜 体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番 号のとおりである。

平成29年4月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

 $1 \quad 2 \quad 3 \quad 4 \quad 5 \quad 6 \quad 7 \quad 8 \quad 9$ 

建設業法(昭和24年法律第 100号)第29条第1項の規定により、 建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成29年4月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

	処分を受けた建	設業者			処分の内容	処分の原因と	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地		取り消した業種	なった事実	処分をした平月日
宮崎県知事許可	㈱ハウスアー	武井 隆	宮崎県宮崎	一般	建築工事業、大工工事	平成29年2月	平成29年2月22日

	F	5 啊 乐			十成 29 年 4 月		577
(般-27)第7958号	ト宮崎		市吾妻町28		業、内装仕上工事業	22日付けで廃 業した旨の届 け	(全廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第8347号	川崎工業	川崎 安洋	宮崎県宮崎 市佐土原町 東上那珂 1 4222 - 2	一般	大工工事業	平成29年2月 21日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年2月21日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第8580号	(株)インテリア ライフ	小八重 地明	宮崎県宮崎 市大字本郷 南方字辻28 65	一般	建築工事業、内装仕上 工事業	平成29年2月 27日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年 2 月27日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第 11909号	浜田畳・襖店	浜田 博	宮崎県宮崎 市大字恒久 648-1	一般	内装仕上工事業	平成29年2月 21日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年2月21日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第 11961号	久保住建	久保 博	宮崎県北諸 県郡三股町 大字樺山 8 16-2	一般	建築工事業	平成29年2月 16日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年 2 月16日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第 11986号	エンドー(有)	遠藤広	宮崎県東諸 県郡国富町 大字深年50 06	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 管工事業、鋼構造物工 事業、舗装工事業、し ゅんせつ工事業、水道 施設工事業	平成29年2月2日付けで廃業した旨の届け	平成29年2月2日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第 13069号	㈱古城建設	古城 慎二	宮崎県宮崎市大字浮田760-6	般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 舗装工事業、しゅんせ っ工事業、水道施設工 事業	13日付けで廃	平成29年 2 月13E (全廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第 13101号	瀬尾電設	瀬尾 公彦	宮崎県宮崎 市島之内92 93-4 ラ ・ペシュル ながとも 1 01	一般	電気工事業	平成29年2月 1日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年2月1日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第 13253号	宝夢塗装	黒木 満彦	宮崎県日向 市亀崎東 4 -88	一般	塗装工事業	平成29年2月 28日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年 2 月28 E (全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第4064号	はやま建設㈱	徳留 良一	宮崎県都城 市上川東 2 -31-19	一般	電気工事業	平成29年2月 24日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年2月24E (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第8560号	㈱尾前建設	尾前 和博	宮崎県東臼 杵郡椎葉村 大字下福良 1736-15	一般	建築工事業、大工工事業	平成29年2月 9日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年2月9E (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第 11367号	侑)進光産業	八ケ代 博	宮崎県東臼 杵郡門川町 東栄町 4 - 7 - 21	一般	塗装工事業	平成29年2月 13日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年 2 月13F (一部廃業)

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成29年4月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報) 修正) 基本測量(国土広域情報 修正) 2 作業地域

管内全域

3 作業期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成29年4月6日

宮崎県知事 河 野 傍 嗣

1 作業の種類

基本測量 (機動観測)

2 作業地域

宮崎県えびの市

3 作業期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2797号により公告した基本測量(基本重力測量)が平成29年3月3日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成29年4月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

# 公安委員会公告

# 宮崎県公安委員会公告第2号

警備業法(昭和47年法律第 117号) 第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成29年4月6日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実	施	日	時
雑踏警備	1級	平成29年 6 ) 午後 5 時これ	月17日 ろまで	(土) 午前	9 時から

- ※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。
- 2 実施場所

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県警察本部

3 定員

15人(鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している 警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規 則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当す る者
- (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委 員会から雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を 受けているもの
- 5 検定申請手続
- (1) 受付期間

平成29年4月17日(月)から4月28日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

- (3) 提出書類
  - ア 検定申請書 1通
  - イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)
  - ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に 住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
  - エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
  - オ 雑踏警備2級検定合格証明書の写し及び雑踏警備2級検定 合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事し た期間が1年以上であることを証する書面(検定規則第8条 第1号に規定する者に限る。)
  - カ 1級検定受検資格認定書(検定規則第8条第2号に規定する者に限る。)
  - キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数彩

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合に も返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の 実技試験は行わない。

- (1) 学科試験の内容
  - ア 警備業務に関する基本的な事項
  - イ 法令に関すること。
  - ウ 雑踏の整理に関すること。
  - エ 雑踏警備業務の管理に関すること。
  - オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合に おける応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容
  - ア雑踏の整理に関すること。
  - イ 雑踏警備業務の管理に関すること。
  - ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合に おける応急の措置に関すること。
- 8 その他
- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検時に際しては、筆記用具等を持参すること。 なお、雨天時は雨合羽も持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境 課警備業係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

#### 宮崎県公安委員会公告第3号

警備業法(昭和47年法律第 117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成29年4月6日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実	施	В	時
貴重品運搬警備	1級	平成29年 7 ら午後 5 時			了9時30分か
	2級	平成29年 7 ら午後 5 時			59時30分か

- ※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。
- 2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

3 定員

各15人 (鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

- 4 受検資格
- (1) 1級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- ア 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会 規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該 当する者
- イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安 委員会から貴重品運搬警備業務に係る1級検定受検資格認定 書の交付を受けているもの
- (2) 2級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

- 5 検定申請手続
- (1) 受付期間

平成29年5月8日(月)から5月19日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

- (3) 提出書類
  - ア 検定申請書 1通
  - イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る 。)
  - ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に 住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
  - エ 写真 2 枚(申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
  - オ 貴重品運搬警備2級検定合格証明書の写し及び貴重品運搬 警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備 業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(1 級検定申請者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限 る。)
  - カ 1級検定受検資格認定書(1級検定申請者のうち検定規則

第8条第2号に規定する者に限る。)

- + 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合に も返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の 実技試験は行わない。

- (1) 学科試験の内容
  - ア 警備業務に関する基本的な事項
  - イ法令に関すること。
  - ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲 の見張りに関すること。
  - エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。(1級に限る。)
  - オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容
  - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲 の見張りに関すること。
  - イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。(1級に限る。 )
  - ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等 の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 その他
- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。 雨天時には雨合羽等も持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外に使用しない。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境 課警備業係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

# 監査委員公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 199条第 1 項、第 2 項及び 第 4 項の規定に基づき平成28年12月14日から平成29年 3 月 9 日まで の間に実施した監査(定期監査)の結果並びに同条第 1 項、第 2 項 及び第 5 項の規定に基づき平成28年10月21日から平成29年 1 月30日 までの間に実施した監査(随時監査)の結果を、同条第 9 項の規定 により、別冊のとおり公表する。

平成29年4月6日

 宮崎県監査委員
 高 橋
 博

 宮崎県監査委員
 五曽根
 隆
 志

 宮崎県監査委員
 山 下 博
 三

 宮崎県監査委員
 新 見 昌
 安

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 199条第 2 項の規定に基づ

き平成28年7月から平成29年2月までの間に実施した行政監査の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成29年4月6日

宮崎県監査委員 高 橋 博 宮崎県監査委員 若曽根 隆 志 宮崎県監査委員 山 下 博 三 宮崎県監査委員 新 見 昌 安

平成29年1月10日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成29年4月6日

宮崎県監査委員 高 橋 博 宮崎県監査委員 若曽根 隆 志宮崎県監査委員 山 下 博 三宮崎県監査委員 新 見 昌 安

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252条の37第 5 項の規定に基づき、包括外部監査人髙妻和寛から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252条の38第 3 項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成29年4月6日

宮崎県監査委員 高 橋 博

宮崎県監査委員 若曽根 隆 志 宮崎県監査委員 山 下 博 三 宮崎県監査委員 新 見 昌 安

平成28年3月25日付けで提出した平成27年度包括外部監査の結果に対して、宮崎県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252条の38第6項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成29年4月6日

宮崎県監査委員 高 橋 博宮崎県監査委員 若曽根 隆 志宮崎県監査委員 山 下 博 三宮崎県監査委員 新 見 昌 安

# 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法(昭和23年法律第 194号)第6条第1項、第7条 第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から 設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及 び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

#### 1 設立届

○その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代	代表者の氏名		会計責任者の氏名				主たる事務所の所在地	届出年月日	
鈴村かずえ後援会	鈴	村	和	枝	島	本	順	夫	日南市平野 592-1B- 102	平成29年1月12日
政治結社皇志會	本	田		徹	松	浦	孝	明	日南市岩崎 2 - 9 - 14	平成29年1月23日
はしづめかよこ後援会	下	中	勝	行	橋	詰	賀什	子	東諸県郡国富町本庄4135-6	平成29年1月23日
河野みちひろ後援会	河	野	通	博	木	村	久	男	日南市飫肥 6 丁目 7 - 20	平成29年1月25日
岩元たけし後援会	外	Щ		孝	Щ		竜	治	日南市戸高4丁目2-3	平成29年2月3日
日南地域自治問題研究会	岩	元		猛	和	場	三智	子	日南市大字下方2439	平成29年2月9日
太陽と緑の未来・国富 中川修治 後援会	中	Ш	修	治	西			亮	東諸県郡国富町岩知野 602-2	平成29年2月10日
ふと洋一後援会	富	土	洋	_	富	土	みに	手	日南市松永 593-5	平成29年2月17日

#### 2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	IΞ	異動年月 日
自由民主党宮崎県理容 支部	浮島勝利	主たる事務所の所在地	宮崎市堀川町 142ベルト ピア宮崎 4 101	宮崎市宮崎駅東1丁目7 番地8	平成28年 4月25日
自由民主党宮崎県延岡 市第一支部	井 本 英 雄	主たる事務所の所在地	延岡市恒富町 1 - 8 - 14	延岡市安賀多町 4 - 4 - 1	平成28年 5月1日
自由民主党えびの支部	髙牟禮 宏 邦	主たる事務所の所在地	えびの市大字杉水流 532 - 3	えびの市大字浦 902	平成28年 11月29日
自由民主党国富町支部	谷 水 辰 男	会 計 責 任 者	横 山 逸 男	日 高 一 市	平成29年 1月6日

民進党宮崎県第2区総 支部	富	井	寿	_	代		3	長			者	富	井	寿	_	田		雄	<u></u>	平成29年 1月29日
日本のこころ参議院比 例第七支部	中	山	成	彬	政	治し	団 作	本	の	名	称	日本の第七月		ろ参議院	記比例		本のここ 党参議院.			平成29年 2月7日
日本共産党宮崎県委員会	松	本		隆	代		<u>=</u>	長			者	松	本		隆	津	島	忠	勝	平成29年 2月12日
自由民主党宮崎県ちん たい支部	久傷	呆田	和	人	政	治 [	寸 作	本	の	名	称	自由」い支部		宮崎県ち	らんた	l	自民主党 んたい支		全管協	平成29年 2月20日
自由民主党宮崎県都城 市第五支部	徳	重	忠	夫	会	計	Ī	ŧ	日	E:	者	桜	井	俊	_	下	津左	留	義	平成29年 2月21日

# ○その他の政治団体

政治団体の名称	代	表者	の氏	名		異重	助 事	事 項	ĺ		新	F			IE			異動年月日
宮崎県理政会	浮	島	勝	利	主	たる事	務所	の所	在地		市堀川町 宮崎 4	」 142ベ 101	ルト	宮崎市番地 8		東1丁	∄ 7	平成28年 4月25日
井戸川格後援会	井戸	<b>⊒</b> ]][	千倍	圭子	代		表		者	井戸	ī ][]	千 佳	主子	井戸	Ш		格	平成28年 8月8日
松山清子後援会	松	Щ	清	子	代		表		者	松	山	清	子	永	井		順	平成29年 1月10日
ディベート. com 日本のせんたく	長	友	和	寛	政	治団	体	の 4	名 称	1	ベート. せんたく	c o m	日	愛さん	んさん会			平成29年 1月19日
斉藤了介後援会	河	昭	裕	城	政	治団	体	の 4	名 称	斉藤	た ア か	入後 援	会 会	斉藤	了介を	育てる	3 会	平成29年
月際「月夜夜云	{+J	封	竹	坝	会	計	責	任	者	杜		和	裕	中	村	吉	伸	1月25日
斉藤了介後援会「青雲 会」	河	野	裕	城	代		表		者	河	野	裕	城	森		清	夫	平成29年 1月25日
日本臨床検査技師連盟 宮崎県支部	奥	野	吉	克	会	計	責	任	者	寺	原	孝	弘	尾	方	美	幸	平成29年 1月25日
井上紀代子後援会	中	村	ν	イ	会	計	責	任	者	井	上	善	司	興	梠	正	博	平成29年 1月26日
富井ひさかず後援会	富	井	寿	_	代		表		者	富	井	寿	_	富	井	秋	生	平成29年 1月29日
黒木ゆういち後援会	釘	村	美 <sup>=</sup>	<b></b> 上也	代		表		者	釘	村	美千	也	池	田	平八	郎	平成29年 1月31日
音堅良一後援会	音	堅	良	_	主	たる事	務所	の所	在地	都城ī 2	市上長館	反町65 —	7 -	都城市	<b></b> 上長飯	田 379	- 1	平成29年 1月31日
					政	治団	体	の 1	名 称	幸	植	讨	会	ともにの未来		, U 10	うが	
幸樹会	+	屋	幸	平	代		表		者	+	屋	幸	平	渋	谷	初	弘	平成29年 2月7日
					会	計	責	任	者	香	Щ	啓	_	+	屋	玲	子	
島田俊光後援会	吉	田	_	徳	会	計	責	任	者	森	田		毅	畑	山	典	秀	平成29年 2月20日

# 3 解散届

# ○その他の政治団体

		の氏名		会計責任				解散年月日
戸川	千佳	:子	井戸	3 JII	千個	圭子	日南市大字松永 631-5	平成28年8月21日
髙	_	市	日	髙	雅	人	東諸県郡国富町大字本庄 10977 - 2	平成28年12月31日
野	裕	城	中	村	吉	伸	宮崎市月見ヶ丘1丁目20番4号	平成29年1月25日
	髙	髙一	髙 一 市	髙一市日	髙一市日髙	高一市日高雅	高一市日高雅人	髙 一 市 日 髙 雅 人 東諸県郡国富町大字本庄 10977 – 2

#### 平成 29 年 4 月 6 日 (木曜日) 号外 第 30 号

# 宮崎県公報

新生みやざきを創る会	黒	木	龍太	郎	中	村	吉	伸	宮崎市月見ヶ丘1丁目20番4号	平成29年1月25日	
井上紀代子後援会	中	村	ν	7	井	上	善	司	宮崎市神宮東1丁目6-22	平成29年1月30日	

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法(昭和23年法律第 194号)第7条第1項の規定により、政党その他の政治団体から異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

#### 1 異動届

# ○政党の支部

	政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	IΕ	異動年月 日
- 1	民進党宮崎県第2区総支部	富井寿一	国会議員関係政治団体の 区分	法第19条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政 治団体	国会議員関係政治団体以 外の政治団体	平成29年 1月29日
	<b>火</b> 司)		公職の種類(第1号)	衆議院議員		1月29日

# ○その他の政治団体

政治団体の名称	代	表者	の氏名	異	動	j.	項	新	IΒ	異動年月 日(届出 年月日)
				国会議員区分	員関係』	<b>文</b> 治	台団体の	法第19条の7第1項第1 号及び第2号に係る国会 議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以 外の政治団体	
富井ひさかず後援会	富	井	寿 一	公職の種	類()	第 1	号)	衆議院議員		平成29年 1月29日
				公職の例公職の利				富井寿一、衆議院議員		
進藤かねひこ都城後援	松	田	時 夫	国会議員区分	員関係ご	<b>文</b> 治	台団体の	法第19条の7第1項第2 号に係る国会議員関係政 治団体	国会議員関係政治団体以 外の政治団体	平成28年 3月15日 (平成29
会				公職の何 公職の租				進藤金日子、参議院議員		年2月20 日)

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法(昭和23年法律第 194号)第17条第1項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成29年4月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

( その他の政治団体 )

政治団体の名称井戸川格後援会報告年月日平成29年1月10日

(平成28年分)

 1 収入・支出の総額

 (1) 収入総額
 2,110,468円

 ア 前年繰越額
 2,110,468円

 イ 本年収入額
 0円

 (2) 支出総額
 0円

政治団体の名称井上紀代子後援会報告年月日平成29年1月30日

(平成28年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 83,137円 ア 前年繰越額 83,137円 イ 本年収入額 0円 (2) 支出総額 31,790円 2 収入・支出の内訳 (2) 支出の内訳 ァ 経常経費 31,790円 (エ) 事務所費 31,790円 合 計 31,790円 (平成29年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 \_\_\_\_\_51,347円

宮	崎	県	公	報
ア 前年繰越額			51, 3	47円
イ 本年収入額				0円
(2) 支出総額			2, 6	22円
2 収入・支出の内訳				
(2) 支出の内訳				
ア 経常経費	_		2, 6	22円
(工) 事務所費			2, 6	22円
合 計	=		2, 6	22円
政治団体の名称 斉藤了介後援会「青	青雲会_			
報告年月日 平成29年2月6日				
(平成28年分)				
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額			13, 7	81円
アー前年繰越額			13, 7	81円
イ 本年収入額				0円
(2) 支出総額	-			_0円
(平成29年分)				
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額	=		13, 7	<u>81</u> 円
アー前年繰越額			13, 7	81円
イ 本年収入額				0円
(2) 支出総額	=			

1 平平収入額		0円
(2) 支出総額		0円
(平成29年分)		
1 収入・支出の総額	頂	
(1) 収入総額		1, 299円
ア 前年繰越額		1,299円
イ 本年収入額		0円
(2) 支出総額		0円
政治団体の名称	日髙一市後援会	
報告年月日	平成29年2月16日	
(平成28年分)		
1 収入・支出の総額	頂	
(1) 収入総額		4,042円

(1) 収入の内訳 カ その他の収入 (ア) 10万円未満の収入 合 計

政治団体の名称 新生みやざきを創る会 平成29年2月6日

報告年月日 (平成28年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 1,299円 1,299円 ア 前年繰越額

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第17号

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

2 収入・支出の内訳

(2) 支出総額

政治資金規正法(昭和23年法律第 194号)第19条第 2 項及び第 3 項の規定により、資金管理団体の指定、届出事項の異動の届出があ ったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示す

平成29年4月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

4,041円

1円

0円

1円

1円 1円

# 1 指定届

○その他の政治団体

	届出	占者		公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
河	野	通	博	日南市議会議員	河野みちひろ後援会	日南市飫肥 6 丁目 7 - 20	平成29年1月25日
富	井	寿	_	衆議院議員	富井ひさかず後援会	日向市大字財光寺5608番地 2	平成29年1月30日
+	屋	幸	平	日向市長	幸樹会	日向市財光寺1207-3	平成29年2月7日
岩	元		猛	日南市議会議員	日南地域自治問題研 究会	日南市大字下方2439	平成29年2月9日
中	Щ	修	治	国富町議会議員	太陽と緑の未来・国 富 中川修治後援会	東諸県郡国富町岩知野 602-2	平成29年2月10日

# 2 異動届

○その他の政治団体

	届出	诸		資金管理団体の名称	異動事項	新	IΒ	異動年月日
音	堅	良	_	音堅良一後援会	主たる事務所の 所在地	都城市上長飯町65-7- 2	都城市下長飯町 379-1	平成29年1月31日

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法(昭和23年法律第 194号)第12条第1項の規定に より、政治団体の会計責任者から提出された平成27年分の収入及び

支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成29年4月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

( その他の政治団体 )

政治団体の名称 本石ながし後援会 報告年月日 平成29年2月8日

(平成27年分)

1 収入・支出の総額

 (1) 収入総額
 174,000円

 ア 前年繰越額
 174,000円

 イ 本年収入額
 0円

 (2) 支出総額
 0円

# 海区漁業調整委員会指示

#### 宮崎海区漁業調整委員会指示第 117号

漁業法(昭和24年法律第 267号)第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成29年4月6日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

1 漁業法に基づく指示(平成27年宮漁調委指示第 110号) に規定 する延縄漁業(以下「かさご延縄漁業」という。)が年間に採捕 できるカサゴの漁獲量の上限は、操業区域毎にそれぞれ下表のと おりとする。

地区	操業区域	漁獲量の上限
県北	共同漁業権第1号から第9号以内	2.9トン
児湯	共同漁業権第 9 号から第12号以内	若干
県中南	共同漁業権第13号から第18号以内	3.6トン
計		6.5トン

- (注) 「若干」としている区域は、現状以上に漁獲努力量を増加 させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の 採捕実績程度となるようにすることが必要である。
- 2 宮崎海区漁業調整委員会(以下「委員会という」。)は、1に 定めるカサゴの漁獲量の上限の8割に達した場合、その事実をか さご延縄漁業の届出を行った者に対し通知するとともに、毎日の 漁獲実績の報告の提出を命じることができるものとする。
- 3 委員会は、1に定めるカサゴの漁獲量の上限を超過し、若しく は超過するおそれがある場合はかさご延縄漁業の届出を行った者 に対し当該漁業の採捕停止を命じることができるものとする。
- 4 かさご延縄漁業の届出を行った者は、委員会が3によりかさご 延縄漁業の採捕停止を命じた場合、その命令に従わなければなら ない。
- 5 この指示の有効期間は、平成29年4月6日から平成30年3月31日までとする。